

平成26年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成26年6月13日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定について

議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

第3 休会の件

開 議

平成26年6月13日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定について、議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私のほうから議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例について、何点かお聞きいたします。

条例を読みまして、第6条の開館時間ではありますが、午前9時から午後9時までとなっております。これは今まで通例で、公民館条例も、集会所のコミュニティ条例を見ますと、8時半から9時までとなっておりますが、今回9時にした理由をお聞きしたいと思います。

それと、第8条の交流センター運営に関する重要な事項について審議するための運営協議会、これは一体どういった内容のものを審議するのか、それもお聞きいたします。

それと、使用料の減免ということで、第11条、市長は、前条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。これは減免

の対象というのは、一体どういったものなのか、また、当然100%減免とか、50%か30%、そういったものが発生するのではなかろうかと私は考えるのですが、100%減免なのか、それとも半分なのか、そういった規定があるのかどうなのか、それをお聞きいたします。

それと、一番最後のほうになります別表の料金表、使用料なのですが、この使用料に関しまして、入場料の徴収等が発生した場合の金額であります。この入場料に関しましては、団体が利益を追求する団体であれば、当然、そういったものは必要かと思えます。社会教育連絡協議会の中でも話があって、これ、答えが出なかったのですが、催し物をやるに当たり、その経費を補填するために入場料を取るといような団体も当然あろうかと思えます。全部ひっくるめて、入場料徴収等の場合においては全部同じに取るというのは、運営協議会のとときの結論としては出ませんでしたけれども、今回議案としてのつけてきたということに関しましては、結論として、これでやっていくんだという考えなのかどうなのか、これをお聞きいたします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、6条、開館時間の関係でございます。今現在の公民館、各地区の集会所につきましては、8時半からということになっております。そこで新しい開館の時間、9時からということを設定させていただきましたが、近隣の公民館ホール、ほとんどが9時から貸し出ししておる状況でございます。そこで、現公民館と各地区の集会所における昨年の利用時間の実態を調べましたところ、8時半から利用している団体は、主にサークル団体が多い傾向にあります。利用時間も8時半から借りる場合は、1時間とか2時間の数時間ではなく、短くても半日、長ければ1日単位で、比較的長く利用している傾向がございます。そこで、長く利用している傾向にあることから、30分遅らせて開館しても、特に支障がないものということで、9時からとさせていただきました。

また、新しい会館につきましては、夜9時まで利用しているということが想定されますので、9時に利用者が会館を去った後も、場合によっては会場が、その部屋が雑然としているというようなことも想定されますので、8時半から9時の間には9時からの利用者のためにきれいにした状態にする必要もありますので、その辺も考慮して、開館時間につきましては、午前9時から午後9時までというふうに考えさせていただいたところでございます。

次に、8条の協議会の関係でございます。この協議会につきましては、交流センターの運営に関する重要な事項について審議すると、そのために協議会を置くという8条に規定がございます。新しい交流センターの適正な運営を図るため、新しい施設の活用方法、事業計画、実施の業務に対しまして意見を述べたり、検討をしていただくということで協議会を設置するという考え方を持ったところでございます。

次に、11条の減免の規定でございますが、減免につきましては、今回、全額減免、100%減免、一部5割、50%減免、その他ということで大まかに設定させていただきました。まず100%減免につきましては、勝浦市または勝浦市教育委員会が主催、共催するときをまず1つ目の100%減免と考えさせていただきました。

次に、勝浦市立保育所・幼稚園・小学校・中学校が使用するときも100%減免と考えさせていただきました。

次に、市内の社会教育団体、社会福祉団体、文化団体が使用することを考えておりま

す。まず、市内の社会教育団体ということで、例えば特に社会教育課にかかわりがあります勝浦市子ども会育成連合会、勝浦市青少年相談員連絡協議会、勝浦市PTA連絡協議会、勝浦市婦人会、勝浦市体育協会等を想定しております。

次に、市内の社会福祉団体ということで、高齢者関係の団体とか施設ということで、老人福祉施設として、勝浦市特別養護老人ホーム総野園、勝浦裕和園、介護老人保健施設のやすらぎの郷、そういう施設がございますので、そういう社会福祉団体施設についても100%減免と考えさせていただきました。

次に、市内の文化団体ということで、勝浦市芸術文化団体連絡協議会等を想定しております。

その他、市または教育委員会が後援するという場合も想定されますので、そのときは半分、50%減免というふうに考えております。

そのほかに、市長または教育委員会が特に必要と認めるときということで、これについては一般的に想定外の事態に対応するためのものでありまして、個々に対応していくということで、100%減免になる場合もあるでしょうし、50%減免もあるでしょうけど、その辺は個々に対応して行って、認める認めないを判断していきたいと考えております。

次に、使用料の別表のところでございますが、議員おっしゃるとおり、社会教育委員会議で条例の審議の中で確かに入場料を徴収する場合、一応一つの基準という額でお示しさせていただきましたが、ある委員のほうから、ボランティア的な活動をするけども、入場料を取る、それはその団体の収益に充てるのではなくて、実際にかかった費用に充てるということで、単純に大きな収入を得る団体とは分けたほうがいいんじゃないかという意見がございまして、このような団体別にさせていただきました。

そこで、ボランティア的な活動する団体は、基本的にはボランティア的ということであっても、まず、基本的に条例の中で2条に設置がありますが、市民の交流を促進する、そういうことを趣旨とするような団体、あるいは芸術文化の振興、そういうことを目的とするような団体、そういうことを踏まえて、今説明しました条例の免除、減免、その辺を含めて、個々に対応していきたいということを考えております。基本的には、まず入場料の徴収のとおりということをお原則とさせていただきますが、あとは団体の目的によってある程度臨機応変に減免、免除というふうになるかと想定されます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。前回の委員会の際の資料よりも割り増し料金に関してはかなり細かくやられているんだなと思います。今、臨機応変にと言いましたけども、その臨機応変というのは、一体どこら辺が臨機応変にやっていただけなのかというのが非常に疑問でありまして、例えば、今、民音と言いまして、民主音楽協会というのが各ホールでやっておるわけでありまして、それが大体前売り等で全部さばかっているというような団体であります。影絵だとか、もろもろのものも含めて、かなり評価は受けているのですが、そういった前売り等で全部さばいているものに関して、入場料として捉えているのかなと思います。となると、当然入場料が発生するのかなという気がしますが、そういうところではどうなんでしょう。市としての考えとしてはどうなのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。私のほうで臨機応変とお答えしましたことに対

してのことで、ちょっと聞き取りにくい面がございまして、申しわけございません。もう一度、済みません。

○議長（岩瀬義信君） 根本議員。

○6番（根本 譲君） 私の質問が悪かったです。先ほどの答弁の中で、臨機応変に市のほうで対応していくということが漠然と言われましたけれども、言葉としてはわかりやすいような、わかりにくいような言葉で答弁がありました。その臨機応変というのを、具体的に言ってもらいたい。私のほうは事例としてそういった団体がやっているものがあるけれども、そういった団体なんかはどうなんだろうという質問です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。失礼いたしました。まず、私のほうで臨機応変と申しましたのは、まず2条の市民の交流を促進する、それを目的として一つは設置いたします。もう一つは芸術文化の振興のためにセンターを設置します。こういう趣旨に合っている団体、それと先ほど減免の規定で申しました市長、教育委員会が認める場合という具体的な、判断基準といたしましては、この2条の市民の交流を促進するような団体が活用するという事柄も含まれておるといふか、想定されます。また、芸術文化の振興、それを広めていくというふうな観点からも減免の対象になるのではないかとこのように、私は解釈しております。そこで臨機応変という言葉で回答させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありますか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） それでは、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定についてご質問させていただきます。まず、第7条の休館日のところで、これまでは月曜休館と、旧市民会館の場合ですね。ということで、週1回は休館があった中で、年末に当然ありますが、新しい交流センターが開設した暁には、条例どおり年末年始のみの休館ということの提案になっております。これに関して、1日も休まずということになって、さらに9時から9時の12時間の開館時間を設定してありますが、毎日これが9時から9時というわけではないと思いますが、職員の配置、現在も公民館の関係の仕事をしている職員もいますし、交流センターとなりますと、また仕事の内容も変わるでしょうから、それらについて年間の年中無休の中で、職員をどのように配置する考えで進めているのか。さらに現在の準備室、今年の1月から1名追加されて、今2名の体制であります。この2名も準備室という中では非常に大変な仕事をなされてきているなというふうに感じています。そして、これは来週からまた人事異動がたしかあるということをお聞きしておりますが、12月予定ですので、開館まで約半年の中において、こういう職員対応を教育委員会としてどのように考えるか。職員ですので、教育委員会だけじゃなくて、市長部局のほうと当然の打ち合わせがあると思いますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

次に、第13条の特別設備の設置とかに至る、センターを利用するに当たって、センターに備えつけられている設備以外のものを設置して、そこの催し物を行おうとする場合に対応するんだろうと思いますが、特別の設備とは、どのようなことを想定してこれが条例化されていくのかについてお伺いします。

もう一点、センターの管理運営、これ、全体になります。12月からセンターが開館するという中において、その管理運営をどのように考えるのかということでもあります。私は、平成25

年3月議会、1年と3カ月前にこのことについて一般質問させていただきました。その一般質問から既に1年以上経過している中で、この内容が見えてきていません。当時の質問を、内容を全部繰り返しません、何を言ったかという、まず、この800席の大ホール、これは市長のたつての思いを出した文化会館をつくるのだということから、800席の文化会館が今建築されています。そういう中において、この大ホールじゃなければできない文化会館での事業や興行などを行うことに対しての運営方法であります、それを開館後の運営について、これは1年3カ月前の一般質問ですが、市が直営するのか、また指定管理者を導入するのかということについて質問したところ、教育長は先進市町村の現状を調査し、参考にしながら、運営方針を早いうちに決定したいというふうに考えていますという答弁がありました。さらに、そういう管理運営する中で、指定管理者を含めて、対外的に対応できる、そのような対応をとりたいということでありましたので、それについてもこれから検討しますよということでしたが、私は文化会館という年間を通じたスケジュールや大きな催し物、例えば800席が満席になるような催し物、また外部からの興行等を企画、実行に移すまでは相当な日数と交渉、または専門的なノウハウを必要とするのではないかとこの考えがありますので、それらについて、少なくとも大きな興行については、1年以上、時間をかけて、相手との交渉等が必要になるのではないかとこのように質問しましたが、それについては、今後その運営については検討していきますよ。指定管理になるのか、他の団体に管理を委託するのか、その辺については今後早い段階で内部で検討して決定をしていきたいというふうに答弁されています。本当にこの文化会館は市長の思いのとおり、勝浦市の核となる、そして文化を通じた外部との交流が活発に行えるようなセンターにぜひともしていただきたいという、また、そういうことを念願しておりますが、そのための準備が今のところ全然見えてきていない。もう半年なんですね、開館するまでに。それが今どのように協議をされて、現在、今日の段階でどのような考えが打ち出されているのかについて、教育長から説明を求めたいと思います。

そして、センターのイベントや恒常的なものを、これも想定はされていると思います。そして市長が言われていた、NHKののど自慢を呼ぶんだということも、既に何回も協議はされていると思いますので、のど自慢は結構ですけど、そういう大きなイベントや興行を行うに当たっての対応の方法を市がどのように考えているのかの点についてお伺いをいたします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 私のほうから、職員の配置についてお答え申し上げます。職員の配置につきましては、条例ではうたっておりませんが、規則のほうで定める。現在準備中でございます。過去の市民会館、あるいは公民館の運営状況とはまた今回は変わってきますので、センターの所長、それと施設を管理運営する係、もう一つは、今、議員がおっしゃいました芸術文化の推進にかかわる係、2つの係を置く予定で現在進めております。人員等につきましては、もちろん臨時職員等も検討しなければいけませんし、さらには各種音響設備とか、あるいは舞台装置、こういったものは、職員では対応できない場合があります。大きなイベントになりますと、照明あるいは音響も、職員では技術がありませんので、そういったものも一部委託を含めまして、現在検討中でございます。いずれにしても、施設の運営が円滑に行えるよう、人員配置には配慮してまいりたいと考えております。私のほうからは以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。私のほうから13条、特別設備とはというご質問に対してお答えいたします。まず、いろいろなケースが考えられます。例えば演劇とかでは、舞台の裏側に演出の効果を上げるような絵画的な背景を持ち込みの備品とか、そういうものもございます。また、日本舞踊の場合におきましても、演出の効果を上げるための背景の効果、そういうものが想定されます。また、照明等につきましても、ある程度照明効果を上げられるように、いろいろな団体に対応できるような装置を備えますけれども、利用する側にとってみれば、照明の持ち込みとか、そういうことも想定されますので、とりあえず設置されているもの以外で持ち込みをする設備、備品というものを全て特別設備というように考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。管理運営につきましては、直営ということで庁内で話し合いを持ちました。一部委託になりますけれども、大きな興行については、照明とかそういうことができませんので、特別にお願いして実施するというように考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 副市長からお答えいただきました職員の配置ですが、この会館は市民からも相当注目を集めていますし、今後の勝浦の活性化についても非常に重要な位置を占める会館になると思います。そういう中において、今3番目のところで教育長が直営でやるというようなお話がありましたが、直営になると、職員に対して休暇とか、基本的な勤務体制プラスそれ以外の勤務が出てきますので、そこの辺を十分認識はしていると思いますし、対応すると思いますが、改めてお願いをしておきたいのは、職員が引き合いしないような、この文化会館には勤めたくないというようなことが出ないような運営を、しっかり文化会館で働きたいというような職員が生れるような配置をぜひともお願いしたいと思うわけです。何が言いたいかというところ、この文化会館は勝浦市の目玉になりますので、そういうところにおいてしっかりとした体制を整えておく必要があるのではないかと。しかも、これが12月開館ですので、人事異動がいつあるかわかりませんが、10月1日なのかかわかりませんが、その10月1日に人事異動ありました、そして今の公民館の職員と準備室の職員と社会教育課の職員でやるんですよということは、まずその時点から無理が生じるのではないかと。要はそのための職員の準備期間が必要ではないかと。そしてまた、経営をするためのノウハウも習得する必要があるのではないかと。ただ、職員がいて、はい、申し込みがありました、じゃあ貸しますよというだけの文化会館であってはならないというふうに思いますので、ぜひともその辺を考えた上で早目の対応をお願いしたいと思いますので、もう一度その辺についてもご答弁をいただきたい。

あと、13条の特別設備ですが、これは内容はわかります。ただ、持ち込みの対応する、例えば大きなイベントなり、また持ち込みが必要なイベントのときは、午前の公演、午後の公演とかがあるかもしれませんが、それに対応するための持ち込み時間というのは、どのように考えているのか。例えば職員は8時半からいますけど、もっと前から設備をしたい。例えば朝5時からしたい。そして終わった後には、9時以降も当然片づけがあるというときの対応も含めて考える必要があると思いますので、それについてはどのように考えているか。

それと、管理運営が直営というのを公の場では初めて聞きました。今まではいろいろその間検討して、市民会議もありましたし、公民館審議会もありました。そういう中でいろいろな話は恐らく出ていると思いますし、そういうものを含めて、結論としては直営でやると。できないもの、専門的なものについては一部委託だということではありますが、直営となると、先ほどの人事と同じで、その対応ノウハウを習得することが必要でありますし、その当たる正職員プラス臨時職員ということですが、そういう方たちが運営ができるような体制をとる必要があると思いますので、もう少し具体的に、これまで、私が一般質問した1年3カ月前から本日までの経過について説明を求めます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 職員のことについていろいろ気遣っていただきまして、ありがとうございます。我々もただ漠然としているわけじゃなくて、いろんな検討の末、こういう結論をしているのであって、文化会館を、まだちょっと否定的といいますか、私は前から話しているように、この文化会館は800席は必要で、将来の勝浦を考えたときには、こういう交流施設というのはどうしても必要なんで、それからまたさらに先のことを考えたときは、これは勝浦だけではなくて、例えば御宿、大多喜、鴨川、こういうところもこういう施設と一緒に使って使うということでこういう施設をつくったんで、職員の休みがないじゃないかとか、そういうようなことについていろいろご心配いただくのはありがたいんですが、うちのほうも文化会館をいかにうまく使うかという観点でこういうような管理条例をつくらせていただいているので、そこら辺はご心配なくということをまずお話ししたいと思います。

それから、いろんなイベントをどうするかというお話もありましたけども、イベントをどうするかということで一番問題は、工事が今のところ順調にいっています。ただ、この工事が今職人が非常に少なく、本当に12月にオープンできるかどうか、初め非常に不安があったのです。ということで、オープンをいつできるかということがわからない中では、イベントを組めないのです。申し込めなのです。来年、再来年先ならば、そのころには完成しているでしょうけれども、私のほうもこの800を埋めるということで、いろんなイベントをうちのほうも準備等しております。幾つかの歌手も呼ぼうじゃないかとか、幾つかの演劇もやろうじゃないかとか、いろいろそういう話も出ています。今オープン式を12月末に予定しているということで考えております。今のところ工事が順調なので、そこら辺でオープンできるだろうということで、そのオープン式をどうするか、こけら落としをどうするか、これについては今具体的に作業に入っております。ということで、いろいろ職員のことについてもご心配いただいておりますけれども、そこら辺は任せていただきたいたと思います。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。13条の持ち込み時間の対応ということで、当然利用者の方にとってみれば、9時から何らかの事業を実施するためには、その前に早朝からの準備、また、9時に閉館いたしますが、それ以降に片づけということも十分想定されます。そこで律儀に朝の9時から夜の9時の間しか利用できませんよ、使えませんよということでは、利用団体に迷惑かけますし、それではいけないという認識は十分ございますので、いろんな団体がございますので、その辺、利用する団体と準備の開始の時間、また終わる片づけの時間、そういうものを細かい調整をしていって、利用者の方に満足のいただけるような対応をしてい

きたいというふうに考えております。

それから、直営・指定管理者の協議についてであります。平成26年5月20日に庁議を開催いたしまして、直営・指定管理者について議題とさせていただきました。そこで、専門的な知識、技術とか経験を確かに必要とするという内部のお話もございまして、必要に応じましてほかの会館ホールとそういうところも広く実態を検討いたしまして、基本的には直営というふうになりました。そこで新しい施設につきましては、ほかの会館と違いまして、ほかの会館はホール機能のみを持つ施設が多いです。そこで私どものほうは以前から説明しておりますとおり、1階部分がホール中心でありまして、2階部分が各教室、各サークル団体が利用する生涯学習的な機能を合わせ持った複合施設というふうに考えております。そこで、開館後における各種教室などの事業の企画展開を推進していく場合、施設利用者のための、サービスの向上、施設利用の公平性などを考慮しますと、行政が積極的にかかわる必要があるというふうに、今までどおり市の職員が積極的にかかわっていったほうが望ましいというふうに考えたところでございます。また、それが行政の役割とも考えております。社会教育課公民館といたしましては、直営を基本として、専門的な知識とか技術、そういうものを場合によっては一部委託するということが望ましいと考えまして、直営というふうになったところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 市長から答弁をいただいた中に力強いお言葉がありましたので、それ以上のことは申しませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私が言いたいことの一つには、一般質問でやったことからの現在までの直営になると決めた経過を説明していただきたいということなのですが、今、その内容がなかったのですが、要は市民会議も踏まえて、公民館の審議会も踏まえて、そういう中でいろいろな市民の意見もいただいた中で、最終的には市が直営でやるという結論に達したということの経過の説明が欲しかったのです。それについて3回目ですので、お聞きをしたいと思います。

もう一つは、人事の問題ではなくて、今、準備室が建設の準備室だと思います。そして、今、市長が言われたように、12月にはオープンの手配をして、順調に来ているんだと、本当にご努力が実っていると。私は否定的に言っていないので、私も協力をしながら、公民館の運営がしっかりできるように私も望んでいますので、否定的な意見と市長は捉えたかもしれませんが、言っていない。そういう中において、あと半年後には開館していくんだという中で、開館の決定をしなければ準備ができないようなお話がありましたが、運営の準備室も、運営する準備室というか、そういうところももう既に開設してもいいんじゃないかと。そこに職員を配置して、どのような運営をしていくんだということを協議していく必要があるんじゃないかということからお聞きしたのであります。そういうことについて、現在の建設に係る準備室、職員は大変苦勞してやっているようですので、その中に運営まで任せるというか、そこまでいろいろお聞きしました。そして、近隣の文化会館、また大きく興行等もやっているところのやり方等もいろいろ研究もされています。それで勝浦市の運営をこれから決めていくんだということでもありますので、私は運営に対する準備も人を配置した上でやる必要があると思いますので、それについてご答弁をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えをいたします。私のほうからは準備室の人員の関係についてお答えいたします。今、議員のほうで建設に関する準備に迫られるというお話がございました。実際に今回の補正予算にも計上させていただきましたけども、一部つり天井の設計の見直し、その事務が今入っております、本来ですと、建築関係詳しいのが、今回都市建設課の1級建築士にお願いしまして、技術的な面につきましては、当然、建設業者、また設計業者との打ち合わせをしております。ただ、そういった建設業者あるいは設計業者との連絡等、場を設定するのはやはり準備室にやっていただいております。間もなく設計変更に伴う事務がある程度一段落しますので、これから先につきましては、現在の公民館職員も含めて、もちろん社会教育課長も一緒になってやっておりますけれども、12月のオープニング式典、またそれ以降の式典をどのようにやっていくか、あらかじめ、先ほど市長が申し上げましたように、ある程度の素案ができておりますので、いますぐオープン以降の準備にかかわる職員をさらに配置をして、何をやっていくのかというのがあります。もちろんこれは新たな職員を配置して、その職員が当たればいいんでしょうけれども、限られた人員の中で人員配置をしなければいけないので、その辺は事務量等、十分考慮しながら、必要であれば、もちろん増員を考えなければいけませんし、その辺は今後の事務の推移を見守るということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。失礼いたしました。議員おっしゃるとおり、まず私どものほうとしましては、教育委員会議の席で教育委員全員に対しまして、指定管理者制度をご説明しまして、直営という方針が出ました。次に、公民館運営審議会・社会教育委員会議、その辺についても説明させていただきまして、異論はなかったというふうな記憶がございます。あと市民会議のほうにも、市民の方を募集しまして、市民会議でいろいろと開館時間とか運営方針を提案させていただいたんですが、いろいろとほかの議論に集中しまして、その席でははっきりとしたご意見はいただけなかったという経緯がございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第21号の市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねしたい点があります。軽自動車に対する課税なんですけれども、2台目の車として軽自動車を求めるということも非常に多く見られるし、そういう点では庶民のささやかなぜいたくな車の所有というわけじゃなくて、本当に生活に密着した必要で使用されている方、1台目も2台目もそうなんじゃないかと思うんですけども、ここに大きな課税がされるわけなんですけども、勝浦市の現在の課税対象がどのくらいの規模あって、新車について課税がされていくわけですけども、どれくらい見込んでいるのか、次年度、施行後の見込みをお尋ねしたいのと、次に、13年間運転された車、14年目から20%の課税をします。この目的自体もわからない課税の仕方なのですが、この課税の目的と、どれくらいの対象が見込まれているのか、それをご答弁いただきたいと思っております。

次に、議案第22号であります。これの第8条に、勝浦市芸術文化交流センター運営協議会を置くという条項がございます。現在、公民館運営審議会が設置されていますが、それとの関係についてご説明をお願いしたいということと、合わせまして、この全体の条例の中では、この施設を宝の持ち腐れにならずに、いかに使いこなしていくかという点で、職員だけでは支えきれないのではないか、そこで必要なスタッフがきちっとそろえられて、そこが中心になって

一生懸命この会館をフルに活用できる、そういうリーダーシップをとるのは当然のことなんですけども、職員だけでそれを支えていくというのは、なかなか大変だろうと思うのです。市民会議が設置されて、いろんな議論がされましたけれども、根底にはせっかかにつくる施設をよりいいものにしたいという点から、いろんな意見があそこに結集したんだろうと思うのです。しかし、市民会議は常設のものでありませんで、もう既に終了しております、常に市民のサポートが得られるような、そういった体制と申しますか、それが必要なのではないかと思います。今回、第8条がそれであるということにはなかなかならないのじゃないかと思うので、常日ごろから新しくできる会館を市民の手で支えていこうという体制をどう今後構築していくのか、お考えがあればぜひご披露いただきたいと思っております。

別表の使用料に関してお尋ねをしたいわけですが、今回この使用料は、従来の市民会館や中央公民館の料金体系をそのまま当てはめたものとはなっていないと思うのです。そのまま当てはめれば、一体どういう料金体系になるのかということをお示しいただきながら、今回の料金体系、なぜこういうふうにしたのかという説明をお願いしたいと思うのです。それと同時に、そうしますと、既に今ある公民館や集会所の使用料と、今回新しくできる交流センターの使用料、全く別の体系が2つ並んで存在することになるのではないかと思います。それが意味矛盾というか、同じ機能を持つものが別々の料金体系で運営されるということは、ちょっと矛盾があるのではないかと思います。その点、どのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

次は、議案第23号ですけども、国民健康保険税の条例改正なんですけど、今、私ども日本共産党の勝浦支部でアンケートを通じて市民の声を集めているんですけど、水道料金値下げに続いて、国民健康保険税の軽減を求める声が非常に多く寄せられております。そういう点で、今回の税条例の改正がそういう願いに応えるものになっているのかどうかという点からお尋ねをしたいわけですけども、必ずしもそういう目的で今回の条例の改正がなされていないというふうに思うのです。特に200万円ぐらいの所得の方々に今重い負担が課せられているわけで、そこを何とか軽減してほしいという声が非常に強いわけですけども、そういうものにも応えるものになっていないのではないかと思います。低所得者に対する軽減措置の拡充という点にはありますけれども、必ずしも今市民が願っていることに十分応えようとする税条例の改正になってはいないのではないかと思いますので、今回の改正の目的と、そういった市民の願いとの関係で、それになぜ応えられないのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。軽自動車税の現在の課税対象数であります。平成26年度当初賦課においては、全体で9,861台であります。内訳といたしましては、50ccで3,098台、90cc以下で76台、125cc以下で112台、ミニカーで25台、250cc以下の軽2輪で187台、250cc以上の2輪小型自動車で182台、4輪乗用自家用で3,616台、営業用で1台、4輪貨物自家用で

2,320台、営業用で17台、小型特殊農耕用で178台、その他で49台であります。

次に、3輪以上の新車の見込み数であります。平成25年当初賦課から平成26年の当初賦課において、約150台が増加しております。この中には、中古で買ったものも当然含まれていると思いますが、中古なのか新車なのかの区別はわかりません。

次に、重課の目的であります。普通自動車も同じなんです。環境負荷への軽減、あとグリーン化という観点から重課をされるものであります。重課はここにお示ししてありますが、新税率の20%、これが重課の見込みであります。

続きまして、国保税条例の改正の内容でございますが、今回は5割軽減と2割軽減の拡充は、まさに収入金額で、給与収入であれば150万円から250万円ぐらいの低所得者の方へターゲットを絞って、その方の保険税の負担感が強い所得層でありますので、そこに対して軽減をしようとするものであります。まさに議員ご指摘された所得に合わせれば200万円よりちょっと切りますが、その方たちへの軽減であります。具体的には、今回の5割軽減、拡充されますと、これまで単身の低所得者は5割軽減には該当しなく、2割の軽減しか受けられませんでした。これが今度は単身の国保世帯であっても受けられることとなります。その影響は、3人世帯の給与所得であれば、給与収入147万円までが受けられたものが、今度は177万5,000円まで世帯が拡大するものであります。2割軽減に関しては、基準額33万円というのは変わりませんが、これにプラスする加算額が今まで35万円だったのが45万円に引き上がることにより、同じく給与収入3人世帯では、222万9,000円までが軽減の対象であったものが、265万9,000円の世帯まで拡大されることとなります。したがって、所得200万円前後の方たちにまさに的を絞った今回の改正であります。

今回の改正では、税率の改正も当然されているわけですが、これまで高齢化の進展に伴い、後期高齢への支援金、また介護保険への納付金、これの歳出が膨らんでまいりました。国保税は3つの種類からなっているのはご存じと思われそうですが、医療給付費分と支援金分と納付金分と3つに分かれております。この分かれている理由というのは、現役世代が後期高齢者医療制度や介護保険制度に対して負担をこれだけしているというのを明確にするためのものであります。したがって、今回の改正で医療費分は税率の引き下げ、それに加えて支援金と納付金分はそれぞれが上がっておりますが、全体としては、平成25年度の当初賦課よりも下がっております。したがって、今回の税率の改正は、全体で見れば値下げというものであります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず1点目に、本条例案の交流センター運営協議会と現行の公民館運営審議会との関係でございます。これから考え方として二通りの方法が検討材料としてございます。公民館運営審議会をそのまま残して、新しい交流センターに新たに設ける方法、もう一つとしては、公民館運営審議会の組織と交流センターの運営協議会を一本化するようなことが考えられます。この辺については、時期的には開館までにこれから教育委員の皆様、社会教育委員の皆様、公民館運営審議会の皆様たちに議題として提案いたしまして、どちらが望ましいのか、決定していきたいというふうに考えております。

2問目の新しい施設をいかに使っていくか、市民サポートを得られるべきと、今後どう構築していくかという考え方でございます。つい先だって、公民館運営審議会・社会教育委員の皆

様に一つの今後の市民とのかかわり方ということで提案させていただきました。それは言葉としては新しい会館の運営に関する市民ワークショップの設立というような表現で、先進市では市民参加型の運営がなされているところが多いと聞いております。そこで、社会教育委員の皆様にご意見を伺ったところ、もし市民参加型のワークショップを立ち上げるのであれば、事業を行う人たちが事業予定内容を提言してもよいのではないかとというような前向きな意見をいただきました。片や公民館運営審議会では、時期については、開館後、運営してから立ち上げてよいのではないかと、また、そういうワークショップの市民の中にはいろいろと専門的な知識を持った方がいて、単純に各団体の長よりも貴重な意見を持った人がいるということで、その人たちの意見を聞くことも必要じゃないかと。あと、施設を長く支えていくのは市民の支えが必要になってくると。そこで、言葉的にはファンクラブ等ということもありましたけども、そういう組織を立ち上げて、知恵を出してくれる人が必要になってくるとということで、いろいろご意見をいただきました。勝浦市芸術文化団体連絡協議会としましても、いろいろと考えておられるということでもありますので、今後、協議をする場を持ちまして、いろいろとご意見を伺っていきたいというふうに考えております。最終的に、議員おっしゃるとおり、我々行政だけでは事業展開が一方通行になる傾向もありますので、最終的には長く継続的に使える市民サポートを得られるような体制が図られることが望ましいというふうに考えております。

3点目の使用料の関係でございますが、現行、興津公民館、4つの各集会所につきましては、基本的には面積の大きさに関係なく、390円という設定をしております。まず、ホールと大会議室、多目的室、二通りの金額の設定を考えまして、まずホール部分につきましては、近隣のホールの同程度の客席数を有する使用料の平均をもとに算定させていただきました。その平均が1時間当たり4,900円程度であることから、5,000円と設定いたしました。もとの市民会館は1時間当たり5,000円という金額設定でありましたけども、新しい施設は市民の交流を促進して、利用率の向上、そういうことを図って、交流機会が拡大されるべきだというふうに思っておりますので、近隣ホールの使用料と遜色のない金額として5,000円を設定したところでございます。そのほかの大会議室、多目的室等につきましては、近隣の公民館の1平方メートル当たりの使用料を算出しまして、その平均価格をもとに設定しました。その1平方メートル当たりの平均価格に各部屋の面積を掛けまして使用料を算出したものが、今回お示しした使用料の金額でございます。近隣施設の部屋の大きさによって使用料がまちまちということがございます。利用者が占有する面積は部屋ごとに違いますので、占有する面積に応じまして、利用料金を設定することが望ましいと考えたところでございます。

現行の使用料の390円の考え方でございますけども、近隣の施設の夷隅郡、長生郡、安房郡の1時間当たりの平均使用料が470円程度であるということで、近隣と遜色のない単価設定が望ましいことから、今の390円の現行のままではいかなものかということが一つ考えられます。1時間当たり390円の使用料につきましては、平成18年4月に改正後、今まで8年間改正していない状況でございましたので、今の近隣とはちょっと低目な設定になっております。

新しい施設につきましては、現在の施設よりも、新しくきれいな状態で使用できると。例えば大会議室につきましては、スクリーンが常設されます。そこでプロジェクターを使用しての事業展開ができる。また楽屋はホール使用の準備室、控室などとして、鏡とか机、椅子などが常備されております。あと、多目的室につきましては、防音効果のある部屋ということで、多

目的室で音楽の練習、楽器の練習をすれば、外には漏れないというような付加価値がございますので、現行の390円はそのままにしておきまして、新しい施設の各部屋の設備の状況、ほかの近隣のホールの状況等を考慮して、総合的に今回、こういう金額と設定させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） 失礼いたしました。重課のところ、対象ということで、対象数かなと思ったのですが、それが答弁漏れましたので、お答えさせていただきます。

3輪以上の軽自動車の登録データというものが、軽自動車検査センターというところから来るわけですが、今までの登録の中身は、新規に登録した年月日が入っておりませんでした。そこで、軽自動車検査センターのほうで、今回の税改正にあわせまして、今現在システムを直して、それで各市町村に新規の登録年月日のデータを送付する予定になっております。したがって、新規に登録して13年を経過したその次の年からかかるわけですが、これが平成28年度からかかるわけですけれども、それまでにデータのほうを送付し、うちのほうのシステムを改修する予定となっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 軽自動車税につきましては、今後新車を購入される方、そして14年目を迎える車をお持ちの方、どれぐらいになるのかというのがやってみないとわからない面もあるようですけれども、いずれにしても、庶民増税ということであることには間違いのないと思います。

国民健康保険税についてなんですけれども、税収そのものはいろんなやり繰りがありながら、全体としては大きく増えても減ってもいいのではないかと思います。先ほど私が指摘した所得200万円前後の方々に軽減措置が重点的に配分されるということなんですけれども、では、一方でその分、どこかで増税といいますか、多く税がかかっている方があるのではないかと思いますけれども、その点を追加でご説明をいただきたいと思います。追加の説明は国保税に関していただければと思います。

次に、交流センターについてなんですけれども、本当に市民のサポートが非常に必要でありますけれども、一朝一夕にできるものではないと思いますし、何年もかかって、そういう市民サポートを手厚く育てていくということが求められると思うのですが、全国的なそういう経験に大いに学んで、ぜひ勝浦でそういったものが、何年もかからずに実現できるように知恵をお互い出していければと思うのです。

使用料につきまして、いま一度ご説明いただきたいんです。先ほど前の市民会館のホールの使用料が5,000円とおっしゃられたのですが、6,000円の間違いじゃないかと思うのですが、6,000円が5,000円になったということかと思うのです。390円の定額だったものが、部屋の大きさによって料金を、1平米当たりの近隣の市町村の会館使用料を掛けたと。だから、勝浦の従来の390円の値段からは上がっているということだと思うのです。

ご説明の中では、勝浦の従来の390円という料金設定をそのままにはできない、見直すべきだというニュアンスが感じられるんですが、それを今回の料金改定とあわせてやってしまうのではなくて、そういう激変を一応据え置いて、二本立てで今回やろうとしているのか、そういうことでこういう二本立てというか、2つの料金体系が併存することになりますけれども、それは矛盾ではありませんかと申し上げたのですが、あえて今390円の定額で使用料を徴収している

公民館や集会場については、そのまま使用を継続して、交流センターについては新しい料金体系を適用すると、そういう趣旨なのかどうか、再度改めてご答弁願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回の国保税条例の改正の中には、軽減の拡充もあるんですけども、課税限度額の引き上げも盛り込まれております。所得の高い方、その方の課税限度額を引き上げることにより、中間所得者層への負担軽減を図るというものであります。具体的には高齢者支援金、これが14万円が16万円に、介護納付金部分が12万円から14万円に引き上がることとなります。所得のシミュレーションというか、今回の税率改正も含めて、当てはめて計算してみたところ、夫婦と子ども2人の世帯においては、所得300万円ぐらいから増えていき、所得が増えれば増えるほどその分の負担も増えていくという形になります。したがって、今回増税になる層というのは、所得が300万円以上の比較的担税力のある方の層が増えるというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。先ほどの答弁では、元市民会館の1時間当たりの使用料、たしか6,000円でございます。

次に、現行の公民館、集会所の1時間当たりの使用料が390円、それをそのままにして新しい施設については新しい料金を設定するということに対しての矛盾というご質問でございますけども、先ほど答弁したとおり、現行の興津公民館、各集会所の部屋よりも付加価値が高い、新しいきれいな状態で使用できるということで、やはり二本立てにすべきではないのかというようなことから、現行の390円と同額には設定しなかったところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国保税条例につきましては、ご指摘の改善はされるとはいえ、全体として非常に重い負担であるという市民の声は解消されないだろうと、今回の税条例の改正によっては、長年言っておりますとおり、一般会計からの繰り入れを行って国保税全体の軽減を図るという措置がぜひとも必要だということを指摘させていただいて、質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 私のほうから1点、議案第21号 税条例の一部を改正する条例の制定について伺います。主な改正点の中に説明がありますが、法人市民税に係る法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるということであります。本年10月1日以後に開始する事業年度からと書かれているわけですが、市税はこういう扱いですが、このほかにも県税の法人税割もやはり同じような形で引き下げられるというようなことと、それに伴って国税が地方法人税ということで改めて税金がかかるということを知っていますが、そういう一連の流れと、できれば市内の法人に対する影響というか、どういう部分で出てくるのかということをお伺いします。

2つ目として、10月1日以降に開始する事業年度ですから、今年早速それが事業年度として始まるわけですから、決算が来年以降に出てくるわけですね。そうすると、そこには当然市民税がかかるわけで、法人税割も出てくるわけですから、それに対して総額的な概要で結構ですので、市の法人税に対する影響がどの程度出てくるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。法人市民税と今度新たにできる地方法人税の仕組みですが、今回、法人市民税の法人税割が市においては2.6%、県においては1.8%下がるわけがあります。足して4.4%なんです、これを法人市民税の法人税割の4.4%分を国税化し、地方交付税の原資とするものであります。したがって、当市においては2.6%の減、これが法人税割、大体5,000万円から6,000万円の間で推移しておりますが、影響は大体150万円程度税収減となる予定でおります。これが地方交付税のほうで回ってくるわけですが、地方交付税、この分が幾らかというのは明確には出ておりませんが、例年であれば、この分が、基準財政収入額が減るわけですので、この分が補填されるのではないかと税務課では見込んでおります。

本年の10月1日以降に開始する事業分からでありますから、この税収減になるのは、翌年度であると見込んでおります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） わかりました。ただ、こういう形で地方の税金が減って行って、後で交付税でいきますよということなんだろうけども、いろいろ収入額と需要額の関係等もあるんでしょうけれども、最終的にそれが交付税としてちゃんと入ってくるのかなという心配もあるということから質問をしているわけなんですけれども、そうすると、概要はわかりましたが、例えば来年150万円の減額をされるということですね、税金が減ることになりますと、それに対する交付税に関しては、その翌年以降に反映されてくるのか、その辺の考え方だけ聞いて終りにしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） 明確に来年度幾らかというのは、現段階においては明言できなくて申しわけないんですが、先ほど税務課長が申しましたように、今回の減額、減税というか税率の引き下げ部分につきましては、それが地方交付税の原資になるということで、今私のほうで情報を得ておりますのは大体0.6少ぐらいじゃないかというような形で考えております。議員もご承知のように、交付税の計算に当たりましては、基準財政需要額から基準財政収入額を取ったものが基本的に交付税で交付されるということになりますので、先ほど税務課長が申しましたように、収入のほうが少なくなりますので、その分で交付税が増えるということにはなりません。ただ、実質交付税の基準財政収入額に加えます率というのが、75%ですので、100%減ったものがそのまま反映されるということではない部分もございます。

また、相対的に全国の市町村、また都道府県から一律に減額、税率を引き下げることとなりますので、不交付団体のものもその中に入っております。それにつきましては地方財政計画の中に歳出として組み込むというような国の説明でございますので、不交付団体にとりましては、歳出で組まれた分については増えるということになります。ただ、冒頭にも申し上げましたように、現段階におきましては、金額は幾らということにつきましては、明確にはお答えをできません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうからも1点だけ、議案第22号の芸術文化交流センターの設置管理条例の中でお聞きします。第3条で名称及び位置ということで、勝浦市芸術文化交流センターと

いう名称になると思います。すばらしい名前です、私、勝浦市文化交流センターかなと思っていたら、芸術という2文字が入りまして、格が高くなったような、あか抜けたような感じの名称になったと思うのですが、こういうすばらしい正式名称になると思うのですが、その中で今愛称募集ということで愛称の募集も終了したというふうに伺っておりますが、愛称と正式な名称との使い分けといいますか、そもそもなぜ愛称を募集しようということになったのか、その経緯、それから愛称というものをどのように考えて募集をしようとしたのか、勝浦市で言えば、ゆるキャラで勝浦カップーっていますけれども、そういうような形で、市民が親しめるように、勝浦市芸術文化交流センターへ行こうというよりも、何々に行こうというようなキャッチフレーズといいますか、そういう形のもので愛称というものを考えていたと思うのですが、そもそもなぜ愛称というものを募集しようとしたのか、そして、愛称というものをどのように考えていたのか、それと、先ほど言いましたように、正式な名称と愛称との両立といいますか、どのように考えていくのかについてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、愛称の経緯でございますけれども、今回、上程させていただきました勝浦市芸術文化交流センターということで、条例上、こういう正式名にしたいという考えでございます、一般的にホール等につきましては、正式名と愛称を抱き合わせに設定しているということで、かたい言い方で勝浦市芸術文化交流センター、一般の市民とか市外の方たちが聞くと、芸術文化交流、その辺がキーワードである施設だなというのはわかりますけれども、市民目線で考えまして、もう一つプラスアルファの市民からの、これから50年、60年、長く愛されて親しまれて、末長く使われていく、有効に使われていくということが非常に大切な施設でありますので、議員おっしゃったとおり、勝浦市芸術文化交流センターという名前よりも愛称のどこそこに行こうというようなイメージを持っていかれたほうが親しみやすいというような考え方に立ちまして、愛称を募集しようというふうに考えました。

その愛称の考えでございますけれども、勝浦市の芸術文化交流活動の拠点にふさわしいと、先ほどの答弁と重なりますけれども、長く愛される施設となるように愛称を募集したところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私なんか想定するのは、例えば幕張メッセ、正式名称は違います。例えば東京にあるビッグサイト、あれは正式名称は違います。ほかには、TBSなんかはビッグハットと言う。新潟のスタジアムはビッグスワンと呼ぶんだと思いますけど、そういう形で僕も想定しまして、ちなみに最終選考も終わったように伺っているんですが、最終選考結果というのはこの議会の場で公表できるものなのかどうか、もし決まって公表できるようだったら教えていただきたいんですけども、例えば、私、心配するのが、市民の方から募集したと思うのですが、例えばほかの施設、国、県、市、ほかの市町村であるようなものと類似するような施設名とか、多分市民の方はわからないと思うので、そういったものであるとか、市内にある施設、勝浦市が持っている公的な施設と類似するような名前であるとか、土地の名前であるとか、そういったものというのは、利用者にとっても市外の方にとっては特に混同しやすくなると思いますし、そういった名称は当然避けるべきだと思いますし、そういったものが当然選考の中で事務局側から説明されて、そういったものが選ばれていくと思うのですが、もし公表できるも

のであれば、この場で公表していただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。愛称の募集につきましては締め切りまして、去る6月4日に選定委員の皆様におきまして、事前に5点ほど選んできていただきまして、当日、その5点を各自公表していただきまして、その中で類似する他の近隣の施設とか全国的にある程度有名なホールとの名称と重複していることは避けるという基本的な考え方から、即座にインターネット等で調査しまして、類似している施設はなるべく避けるようにいたしました。そこで最終的な候補作品5点といたしましては、「鳴海ホール」、2点目としては「なるか」、3点目としては、市内にはKAPPYビジターセンターがございますけれども、市のマスコットキャラクターということで、「カッピーホール」、4点目としては、いんべやあフェスタと重複が近いような感じになりますけれども、「いんべやあホール」というような候補がありました。5点目としては、これがちょっと変わっているのですが、「k・s t e」と言いまして、ドイツ語で海岸という意味でございます。英語読みすればKUSTE、ドイツ語でキュステと、以上5点が上がってきたところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私、今、5点を聞いてがっかりしちゃったんですけど、どういう基準で選考委員を選んだのかとまで聞かなければいけないのかと思うような結果だと思うのですが、例えばKAPPYビジターセンターがあるのに何で選考委員の人たちはカッピーホールを選んだのか、ちゃんと説明された上で、例えば鳴海ホールで、勝浦の人は鳴海レースがあつたり、鳴海の駅伝があつて、何でそんな名前つけるのか。勝浦市芸術文化交流センターでいいんじゃないのかと思うのですが、私、それが不満だというわけじゃないんですけど、もう一回再考したほうがいいんじゃないですか。小学生以上は投票するわけですね。キュステと言ったって、小学生わからないですよ。恐らく投票用紙を送って投票するのか、どういう形とるのかわかりませんが、市外の方、特に交流の拠点ですから、しかも長く愛されて親しまれる施設名、愛称ということで考えた場合に、勝浦の市外の人たちが勝浦の芸術文化交流センターで大きな会議があると、こぞって勝浦駅におりてくる、KAPPYビジターセンターに行っちゃったら、どうするんだという話になると思うのです。この辺はもう一回選考委員の方に趣旨説明をしていただいて、再度選考するべきだと思うのですが、それについて社会教育課長からご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。議員から再考すべきというようなご指摘があつたところでございますけれども、これから投票期間としては6月23日から投票していただくこととなります。選定委員につきましては、9つの団体ということで、教育委員とか社会教育委員、公民館運営審議会、芸文協、青少年相談員とか、婦人会、商工会青年部の皆様方の長にかかわらず、できれば女性の意見とか、その団体の若い人たちの意見をいただければ、将来的にいい愛称が決定できるのではないかということで、各団体をお願いして委員構成しまして、最終的に決まったところでございます。

この再考については、私のほうで今ここで再考しますというような答弁は難しいところでございますけれども、今のところ、これで行かせていただきたいというふうに考えておりますけれ

ども、選定委員の総意で一応この5点が選ばれたわけでございますので、事務局側の私のほうとしては、このまま行けばというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今のカッピーというか、愛称ですが、私は交流センターでいいんじゃないかな。その中で文化交流センターの愛称がいいというのは出なかったんですか。もう一つは、愛称が決まったときに、その名前はどこに、文化センターの玄関か上のほうに張るわけですか。何で愛称を、愛称がよければいいよ、悪ければ困っちゃうなと思うんだけど、私は交流文化センターでいいんじゃないかと思うんだけど、決まったときはどうするのか、一つだけ聞きたい。例えば玄関の上に、例えばKAPPYセンターとか、いろんな名前を書いておくものなのか、ややこしくなっちゃうじゃない。その辺もう一回よく考えたほうがいいような気もするんだけど、どうですかね。

○議長（岩瀬義信君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。1点目の、愛称を玄関等の施設名の表記に入れるのかどうについてでございますけど、施設の外壁のところに表示するのは条例の名称のみで表示していく考えでございます。

2点目の愛称の使われ方でございますが、これからいろいろな自主事業等を発進していきます。そのときのホームページ等への表記、または紙ベースでポスターへの表記、その辺については条例上の名称の後に愛称を表記するダブル表記としまして、外部への発進するとき使用していくという考えでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。よくわかりました。まだ、いろいろ聞きたいことがあるんだけど、また聞くところなくなっちゃうから、私のほうで、この辺で聞かないことにしまして、うまくいい文化会館だよということがわかればそれが一番いいと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からも議案第22号 勝浦市芸術文化交流センターの第3条、名称についてであります。先ほど候補を5つ挙げていただきましたけれども、これはやはり再考すべきというふうに私は思います。その理由ですけれども、正式名称が勝浦市芸術文化交流センターというものであって、その愛称がいずれにしましても、鳴海ホール、カッピーホール、いんべやあホールというふうにホールがつくというのは、これはちょっとあり得ないというか、あつてはならないものだと思います。愛称というのはできるだけわかりやすく、またセンターとホールというのは違う意味になってしまいますので、正式名称がセンターなのに、愛称がホールというのは、ちょっとおかしいですし、委員の方々にその趣旨というものがうまく伝わっていなかったのではないかとこのように思います。

また、小学生以上が投票するものでありますし、小学生が将来大人になってもずっと使っていくものでありますので、若干センス的にこれはどうかということも正直思います。先ほどやり直すのは難しいというご答弁でありましたけれども、絶対にこれはやり直せないというものでもないと思いますので、この辺、もう一回再考できないかどうか、もう一度質問いたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。事務局の私のほうの判断といたしましては、先ほど答弁したとおりでございますけれども、私の口からは先ほど答弁した以外、答弁できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） そうしましたら、この文化交流センターについては、教育委員会のほうで管理運営するということですので、教育長のほうからこの件について、これをやり直すというか、今200候補があると思うのですが、この5つではなくて、もう一回委員の皆さんに趣旨説明をして、議会でこういう意見があったのでということ、きちんと正式名称、愛称の関係になるようなもの、ホールではないものを選ぶべきだと思うのですが、この点について教育長のほうからご意見をお願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。選定委員、いろいろな団体から選ばせていただきまして、212点の中から5点、最終的に選んでいただきました後で、委員の方も真剣になって選んだと思うのです。ですから、これを全てを破棄して、もう一度選定するということは、選定委員に対して申しわけないというふうに考えます。ですから、ホールという名前ですが、これは愛称ですから、ホールであっても私は構わないというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 愛称であればこそですよ。愛称のほうを皆さん、永続的に使っていくわけでありますから、ここで真剣に決めておかないと、交流センターで愛称がホールというのは、全国的に見て例はないと思います。これにもし決めてしまった場合、これ、本当にどうやって決めたのというふうになってしまうと思いますし、鳴海という名称、いんべやあという名称、どういう根拠で今後20、30年、40年、50年使っていくんだと。いんべやあフェスタも今年でなくなってしまう。外部の方がいんべやあと言っても、東京の方、意味がわかるかと。外部の方との交流も大きな目的でありますので、やはり普遍的と言ったらおかしいですけど、もうちょっと委員の皆さんに趣旨説明をしっかりと、議会でこういう意見が出たということも伝えた上で、もう一度真剣に再考して、候補を決めるということは不可能なことではないと思いますので、ご意見としましては、教育長・担当課長からございましたので、これは要望ですけども、もう一度真剣に再考すべきと私は思います。答弁のほうは結構です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 議案第22号なんですけど、確かに今の愛称の問題でいろいろ出ている中で、社会教育課長に聞きたいんですが、子どもたちにも応募をしながら、その中で選考委員が先ほどの5つ、ドイツ語を踏まえた名称、これを入れた中で当然ある面では候補からいろんな面で、皆さんの愛称を募集して、尊重してそれを決めてきた中で、議会でそれいいの悪いのと言った

ところで、もう進んでいるものを議会でやめるとかやめないとかという話を持ってくるのであれば、最初から議会で、これは承認という意味で私は受けとめているのですが、たしかにホール、芸術文化センターというセンターが今度はホールだとか、それはそれで大きく考えれば、市民の皆様が、選考委員会のほうが決めた問題に対して、ある面では尊重してもいいのかなと、それは尊重できないという議員もおられる中で、あえてこれを解決するには、皆さんの承認を得て、受けとめてもいいのかなと、要は内容の問題で、芸術文化センターが今後どのような動きの中で活用し、フル活動できるかという問題のほうが重要視されてしかるべきではないかと思しますので、その辺で、確かに今教育長言われるように、その選考委員もそれなりに考えて5つの問題を選考し、その中から選ぶものをどうするかという話もある中で、これはこれで勧めていくべき問題ではないかと思しますので、社会教育課長、また教育長、その辺を十分皆さんに理解してもらう意味でも、子どもたちからいろんな面の人たちの先ほどの212点の応募の中からそれを拾い出し、決められたのであれば、それはそれでいいんじゃないかと私は思いますので、その辺で進めていただきたいなど、ここにいる議員の皆さんもだめであればだめでいいんですけど、これを賛否問うときにその辺でやればいいことです。以上です。答弁は要らないです。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は総務常任委員会へ、議案第22号及び議案第23号、以上2件は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算及び議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号、事項別明細書のページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 委員会ではありませんので、ここでしかできませんので、確認の意味で1点ほど質問させていただきます。ページ数は20ページになります。商工費、観光地魅力アップ緊急整備事業、勝浦警察署跡地の舗装工事、説明書の中にアスファルト舗装と街路灯設置5基と載っております。添付資料を見ますと、かなり広くいいなと思うのですが、上のほうに金網の張りかえだとか観光案内板、駐車場看板、その下に目隠しフェンス等が記載されているんですが、これは従来のものを使うという考え方なのか、それともこの2,201万1,000円の中に含まれているものなのか、もし含まれているのであれば、なぜ説明書のほうに書き出さないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、金網フェンス及び後ろの目隠しフェンス

等々でございますが、金網フェンスにつきましては、さび等が結構ありまして、一部切れているようなところもございます。そういった意味の中から、金網については張りかえを予定しております。なお、後ろの目隠しフェンスでございますが、これは今現在も白いフェンスで目隠しとなっております。ただ、一部なっていないところもございますので、そこについては、後ろの住民の方から、多少目隠ししてほしいという要望がございましたので、新たにやっていないところはというようなことでございます。あとは、観光案内板及び駐車場の表記の案内板につきましては、新たに設置するものでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ということは、この2,201万1,000円の中に含まれているという解釈でよろしいんだと思うのですが、それで本当にいいんですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） 金網フェンスと後ろの目隠しフェンスに関しましては、予算の中に入っております。駐車場の案内板及び駐車場の表記のほうなんですけど、これは基礎だけは今回の工事に入っております。案内板に関しましては、どういった表記にするかというのを今検討しております。それについては別途つける予定にしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） わかりました。であれば、この説明書のほうにそういったものも書いていただければ、こういった質問をしなくて済んでおります。詳細に案内はやるべきだと思うので、その点、よろしくお願いいたします。

この駐車場に関しましては、常時、私もあの前を通るのですが、大体かなりの利用者数というか車、今日も来るときに見たら、常時20台ぐらい、かえって海岸にある三日月の前にある駐車場より利用率が非常に多いなと感じております。町場もありますし、目の前が塩田病院という手もあって多いのかなと思います。もし今回可決されて工事に入るとなると、いつぐらいから予定しているのか、また工事期間はどのくらいなのか、また周知に関しては、どういうふうに周知するのか、その点をお聞きします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、工期についてでございますが、今回は県の観光地魅力アップ事業を使用して行う予定でございます。これにつきましては、まだ県のほうから7月以降に内示がでる予定になっております。その内示を受けてから工事を始めたいと思っておりますので、少なくとも7月以降、また9月ぐらいまでを予定とした工事を考えております。

周知方法につきましては、今後、かつうら広報等を使用いたしまして、また、勝浦市のホームページ、あとはビジターセンターでやっておりますポータルサイトのほうで周知を考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 3点ほどお伺いします。まず、18ページ農業振興費の経営体育成支援事業であります。その中に、2月の大雪被害でハウスの倒壊に関係して、今回、予算計上されておりますが、説明にあるとおり、再建、修繕対象者17名で5,680万円余の補助金と、撤去については対象者3人の補助金、ここに書いてあるのをみれば、再建、修繕については対象者自己負担が1

割、撤去については自己負担なしということになろうかと思いますが、この対象者17人が選定された経緯と、撤去の3名も含めて、17人については再建と修繕ですので、なるべく早くこれに対して事業を実施していただきたいと思っていますが、その17名が対象となった経緯と規模等についてご説明いただきたいと思います。

それともう一つ、水産業振興費のほうで小型漁船漁業就業者確保・育成事業補助金240万円、これは今後、漁業の担い手不足を補うために補助金を出して担い手確保をするというような内容になっていますけど、県補助金ということで実施するわけですが、この3人がどのように選定されていくのか、組合が2つありますので、両組合の中で、どのような対応が今後されていて、育成していくのかについて、予算計上の趣旨を説明いただきたいと思います。

次は20ページにある商工業振興費の、今回いんべやあフェスタ開催事業、これは当初予算で計上された230万円が、6月になって、当初、いんべやあフェスタですので、11月の開催ということで予定されていたと思うのですが、これを全部廃止して、（仮称）かつうら魅力市開催事業ということで、そのまま事業費が移行されています。昨年やらなかったから減額するのではなくて、早目にこういうものが決まったので、こういう振りかえをしていくという予算計上は非常に明確でいいものがあると思いますが、この事業を、いんべやあをやめる、そして新しい事業を開催するに至った経過についてご説明をいただきたいと思います。

3点目としまして、25ページの芸術文化交流センター施設整備事業のうち、備品購入費で7,273万円ほど計上されております。説明書によると、ロールカーテンとかいろいろありますが、もう少し詳細な金額的なものを含めてご説明いただければと思います。以上、お願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。初めに経営体育成支援事業、こちらの農業施設の再建、修繕、対象者17名の経緯でございます。ご承知のように2月の大雪後、こちらの被災状況を確認するために2月18日主な施設園芸農家に電話または現地確認を行い、聞き取りを行ったところでございます。その後、国におきまして豪雪被害によります支援を実施することと、該当者漏れがないよう、改めて4月18日に回覧によりまして周知したところでございます。3月の初めの段階では12名でございましたけども、最終的に個々の面接等を行った結果、17名になったものでございます。また、撤去につきまして、主な園芸農家の方に確認いたしましたところ、処理費が鉄骨材などの売り渡す価格ですか、そういったものと相殺するという方もおりましたので、対象者が3名になったものでございます。

続きまして、小型漁船漁業の就業者確保ですけども、3名予算計上させていただいております。漁業関係者は全国的、また県内的にも小型漁船漁業の漁業者が減少傾向になっておるところでございます。このことから、県におきましても、沿岸小型漁船漁業の新規の就業者、こういった方を一人でも多く確保しようということで、今回の補助事業になりました。現在のところ1名の方が指導漁業者として行いたいと伺っております。また、残りの2名でございますけども、こちらは市内2漁協でございますので、漁協とも話し合いながら、また指導漁業者の発掘、そういったものをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。いんべやあから（仮称）かつうら魅力市に変わった経緯ということでございますが、今年3月27日に昨年行われましたいんべやあフェスタ勝

浦の開催報告、決算報告等、また反省事項等を議題とした実行委員会が開催されました。この中で平成25年度のいんべやあフェスタですが、非常に入り込み数が少なかった。約1万8,000人ということで、一昨年の平成24年度のいんべやあに比べまして、約1万人、4割近く入り込みが減っておりました。この主な要因といたしましては、イベント内容そのもののマンネリ化等が意見として出されたわけでございます。このような中から、実行委員会の中では引き続き、こういった集客をもったイベントというのは行いたい。けども、このままだと、また同じことをやった場合ですと、また、そんなに入り込み客が見込められないだろうということから、イベント内容を変えることができないという意見が出た中で、例えば一昨年行われました開国宣言 in の勝浦のような、ああいった市内の業者だけではなくて、勝浦市外の事業者も引き入れた、そういった形のイベントができないかというような話がございました。また、イベントの名称も同じいんべやあ勝浦ですと、内容を変えても同じなのかなというふうに想像されてしまうことから、この際、名前も変えたイベントにしようではないかという意見が出された中で、今回このようなイベントとなりました。なお、今回、(仮称) かつうら魅力市でございますが、目的としては、市民が楽しめるにぎやかな魅力あるまちづくりをテーマといたしまして、人、心、物の魅力、そして地域の魅力というものを全国に発進できるような、そんなイベント、市内全体、また市の商工業がさらなる活性化ができるような、そんなようなイベントということで、今回企画したものでございます。以上でございます。

○議長(岩瀬義信君) 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長(菅根光弘君) お答えいたします。備品の詳細等についてのご質問でございますが、まず、ロールカーテンということで、建物の窓等に設置するロールカーテンを予定しております。金額につきましては、250万円程度でございます。次に、舞台の大道具ということでございます。これにつきましては190万円程度ということで見込んでおります。備品といたしましては、平台とか、あと専門的な用語になって申しわけないんですけども、指揮者台とか、演題、金屏風、そういう舞台道具ということで190万円を予定しております。あと、音響設備につきましては、スピーカーとか、マイク、そういうものを想定しております。グランドピアノにつきましては、ピアノ本体と椅子、ピアノのカバー、そういうものを想定しております。1,170万円程度を予定しております。あと、ホールの照明交換用として高所作業車190万円を計上させていただきました。あと、テレビ、什器類につきましては、大型テレビということで想定しております。あと、什器類については、映像用のワゴンとかコンデンサーマイクとか、そういうもろもろの経費を想定して計上したものでございます。以上でございます。

○議長(岩瀬義信君) ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番(鈴木克己君) 大体わかりましたが、水産業のほうの3名を、1名が予定されていると、あと2名については今後、組合との相談ということですが、具体的にこの240万円をどういうふうに補助事業の中で使われるかということが説明がされていないようなので、この事業自体をもう少し詳しく説明していただければというふうに思います。観光商工課のほうは十分わかりました。いんべやあフェスタも昨年で12、13回やってきた中で、課長言われるとおり、この辺で新課長になった中で、新しいものをということは非常にいいことかと思えます。

1つだけ、これは答弁要りません。私なりの要望ですが、今までやってきたいんべやあフェスタもその始めた時点は、それまでの1カ所、昔のグラウンドでやっていた産業まつりのよう

なものを地元商店街におろして、商店街の活性化を目指してやってきた経緯があります。そこにおいて市内の商店街を使ってきた、またメインステージを十字路のところに置いて駐車場を利用させてもらって、メインステージを使っているいろんな催し物をやってきましたけど、その中に人を通してなり、武道大学の学生なり、また市内のダンスのチームがあり、いろんなそういう方たちも参加してきたということにおいて、それらについては継承した上で、西東京市との友好関係等も含めて対応していくと思いますので、それらについては引き続きいんべやあフェスタの流れを継承した上で、魅力市ですので、もっと人が集まれる魅力あるイベントに育ててもらいたいと要望をしておきます。

最後、何で文化会館の備品を聞いたかと言いますと、説明書の中に音響設備、舞台設備というのがあったんですね。実は音響設備なり、舞台設備については、今工事を事業としてやっている音響舞台、ホールのほうの別途発注の中に含まれるのではないかなというふうには思ったので、そこに何かあるかということでお伺いしたわけでありまして。その辺の音響設備、舞台設備は、別途発注している事業の中では組めないのかどうか、その辺についてももう一度お聞きします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。事業内容でございますけども、こちらは漁業就業したいという方がいた場合、改めて漁業に入るのでありますので、その方を指導する漁業者が必要となってきます。この県の補助金は、その指導漁業者に対する補助でございます。新規就業される方の研修する実費のうち、主に漁具代、餌代、また燃料費、保険料、こういったものを指導漁業者1名につきまして1カ月当たり10万円支払うものでございます。

また、これに抱き合わせでございますけども、国の漁業就業者総合支援事業の中で、年間給付額150万円、こちら最長2年間となっております。県のこの補助事業も2年間でございますけども、これと抱き合わせで使えれば一番効率的ではないかと思っております。

あと、こちらの要件ですけども、漁業就業予定年齢、研修を受ける予定ではなくて、自分が漁業に従事する年齢が45歳未満の方、こちらが主なものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。音響設備や舞台設備を工事費の中に含めないかというご質問でございますけども、この音響設備とか舞台設備についてはかなり必要なものを精査する必要があつて、一般的には各施設におきましては、これから管理していく側のほうで詳細な検討があつて、最終的にはこういうものが必要だということを決定的にいく必要があるということです。当初の工事費の中には含めないで、これから実際にでき上がっている施設の中で、他のホールも一応視察しまして、こういうものが必要だというものが見えてきましたので、後から今回予算計上させていただいたほうが無理のない、無駄のない備品が購入できるものと思ひまして、工事費のほうには含めなかったところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 私のほうから1点だけ質問させていただきます。歳入の11ページ、歳出で14ページ、11ページのコミュニティ施設等整備事業寄附金の3,000万円、これについてと、その下の芸術文化センターのグランドピアノの購入とあります。三日月さんでいろいろ寄附してもらって、本当にありがたいと私自身も思っております。三日月さんのお母さん、また、ご兄弟の

方々、大変勝浦市のほうに寄附していただいて、福祉とかいろいろな面で使っております。今回、私、お聞きしたいのは、歳出のほうの14ページですが、コミュニティ助成事業補助金の1,480万円、新官区のみこしの修繕、それと、墨名区の屋台等の修繕の補助金ということになっております。では、このみこしの修繕がどのくらいかかるのか、屋台の修繕がどのくらいかかるのか、ちょっとお聞きいたします。

ここにいる人はみんな勝浦の人なんで、勝浦市浜勝浦、興津のおみこし、新官のおみこし、それと川津のみこし、鶴原のみこし、また鶴原の大名行列、いろいろ神社にかかわるものはたくさんあります。この金についてはほとんど地元の住民の方々が寄附という形でやっております。何年間積み立てて、その中から新しいおみこしを買ったりしているのが多いと思います。いきなり三日月のようにお金があるところなら話は別なんですけど、地元の住民の方は月2,000円とか3年間積み立てて、それを3年間積み立て終わったら新しいみこしを買おうじゃないかというふうないろいろなことをやっています。また、修繕に対してもそうです。1カ月、お祭りに対する修繕費ということで積み立てておこうと。その中から実際に修繕のお金を出すのが普通です。ですから、ここに、何だ、これはと思ったんですけど、新官区と墨名区の修繕に対する補助金が出た経緯を、多分三日月からこういうのが出たと思うんですけど、勝浦市の取り組みとすれば、新官のほうへ直接三日月から寄附するならよろしいかと思います。また、地元の墨名区のほうの修繕もそうだと思います。お祭りになると、ご芳名者ということで寄附だとか、半紙とかにいろいろ書いてあるんです。そういうところに載るのが普通だと思うんですけど、今回はこれを見ると、勝浦市でこれを修繕しているような形になっている。だから、それならば、修繕する形になった経緯を教えてください。とりあえず1回目。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず、今回、特殊なケースでございますので、歳入からご説明をさせていただきます。11ページになりますけれども、11ページに総務費寄附金と教育費寄附金がございます。実は、去る4月の21日に三日月グループの小高会長が来庁いたしまして、墨名区の集会施設整備事業及び墨名区のコミュニティ整備事業、これが屋台等になるものでございますけれども、に活用していただきたいということで3,000万円、さらに同日、芸術文化交流センターのピアノ等の購入寄附金として2,000万円の寄附がございました。この3,000万円が墨名区の集会施設と、屋台等の修理のためにとの指定寄附でございますので、そのままそれを寄附者の趣旨に沿って、歳出予算に計上させていただきましたということでもあります。

もう一つ、次のページに移らせていただきますと、13ページに20の諸収入の中の雑入で、総務費雑入でコミュニティ助成事業助成金として180万円計上させていただきました。これは全国自治宝くじの社会貢献活動費をもとに、財団法人自治総合センターからコミュニティ活動の推進のための助成金180万円の計上でございます。このコミュニティ助成事業助成金でございますけれども、県の市町村課のほうで申請の審査を行った上で、県の市町村課のほうで実質的にはこちらが採択をした上で財団法人自治総合センターから市町村のほうに交付されるものであります。審査関係は県の市町村課で行っておるという内容でございます。

今回、この180万円の内容につきましては、新官区、歳出予算のほうで言いますと、14ページになりますけど、1つが新官区のみこしの修繕ということで計上させていただきました。いまだかつてこういう歳出予算を計上したことはございませんでしたけれども、先ほどの財団法人自

治総合センターのコミュニティ活動の助成制度をいろいろ研究をしてみましたが、平成24年度に鴨川市と館山市で同じようなみこしの修繕ということで採択をされている。また25年度につきましては、南房総市と館山市、そして今年度、26年度につきましては勝浦市、いすみ市、館山市でやはりみこしの修繕ということで採択をされておるということから、実は昨年度、25年度中に申請をし、今年26年度4月に採択を受けましたので、今回6月補正予算に計上されたものになりますけれども、他の市町村でもみこしの修繕関係を先ほど言いました自治総合センターのコミュニティ活動助成金を活用して、申請のあった団体に対して交付をしているということから、今回、計上したものでございます。

それと、14ページの補助金の1,480万円の内訳でございますけれども、今申し上げました新官区の修繕で180万円、それと墨名区の屋台等の修繕で1,300万円、実質的には、まだ地元のほうでも概算でありまして、まだ事業費確定してございませんけれども、おおむね1,600万円程度が事業費として見込んでおりますが、そのうちの1,300万円を補助金で交付をするというものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） そうなると、14ページ補助金の1,480万円、新官区のみこしの修繕と墨名区屋台の修繕と全然別なものだというふうに解釈するんだけど、そうすると、ここの中で一くくりで1,480万円とやるから、ちょっと、何だ、同じところから出ているんじゃないかと思っちゃう。これならば、切りはずして、いや、違うよ、1,300万円からの墨名区のほうの修繕は三日月のほうで指定してくれたんだよというふうに出したら、みこしの修繕と言ったって、これは各区からそういう募集をしたのか、また各区から上がってきたのかという問題がある。私はこれは推測のうちなんだけど、新官区あたりも去年東京のお祭りへ行って優勝してきたと。みこしもいいみこしですよ。かつぎもすごい。確かにこれはすごいなと思う。私もみこしは好きなほうだから、すごいなと思っている。だから、これは別に書いていただければ、そうかなとわかるんだけど、一くくりでやっちゃえば同じ金じゃないかと。だから入っている金と出ていく金が、何が何だかわからない。だから説明しなきゃいけない。ここまで細かく説明してあるので、説明しないような数字の書き方をしてもらいたい。みんながわかっている話は別なんだけど、だから結局質問しなきゃいけない。ただ、みこしはどうしても、よそがやっているから勝浦もやっちゃえ、そんなばかな話、よそのお祭りと勝浦のお祭り、全く同じだとなったら、また違う、取り組みも、寄附の集め方も。そういうことは、地元のことをしっかりと考えて、課長あたりも勝浦の人間だから、みこしのこととかお祭りのことはよく知っていると思う。必ず皆さん、みこしに関する、屋台に関する寄附やなんかをやっているんだよね。だから、ここに出てきた場合は、次はどこだ、次はどこだというふうに必ず出てきた。例えば鶴原の大名行列も棒を1本出すと20万円ぐらいかかってしまう。大変ですよ。みこし一つ直すにも大変、東京まで、浅草まで持っていかなければいけない。それで大変な金がかかっちゃう。

だから、こういう書き方されたんでは厳しくなる。三日月が指定してきて、墨名の屋台やってくださいよと、そのために寄附しますよと言うならば、市を通すのではなくて、墨名区の方々と三日月と話しして、今度はお祭り出すよと、そこで済んでしまう。ここで市が真ん中に入ってきてちゃうというのはどうもわからない。そこら辺のところ、わからないことはないんだ。ないんだけど、やり方が、直球投げるところがカーブが入ったりフォークボールがあると落ち

ちやうんだよ。だから、ある程度真っすぐになれるような政策をやってもらいたい。そこら辺のところではいま一度精査について、総務の常任委員会がありますので、もっと細かいこと伺いますので、覚悟しておいてください。とりあえずいま一度説明していただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。コミュニティ助成事業費として1,480万円、一括して計上させていただきました。議員おっしゃられるとおり、2つに分ける方法もございますけれども、予算のこれまでのつくり方からすると、区に対しての助成につきましては、コミュニティ助成事業で、一括的にやったというこれまでの経緯がありました。一つにまとめて計上させていただきました。ただ、財政課長の補正予算の説明、さらには資料として各議員のほうにお配りしてあります予算内容の資料等にはきちっと明確に分けて内容的なものは行ってよろうかと思っておりますので、その辺、2つですよということで行っていると思っておりますので、ご理解をいただきたいようお願い申し上げます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 2点お尋ねします。20ページの潮風散歩道の整備事業で浜勝浦の暗渠化の工事費の計上に伴って、図面も提示されておりますけれども、この暗渠化される浜勝浦川の上に開口部を設けるように図面には開口部が明示されてはおりませんが、その扱いと、どういう目的というか、その開口部をどういう用途で取りつけるかということと、水質の悪化を継続的に環境を保全していくための定期的な点検というか、定期的にどういうことをやろうと考えているかということをお尋ねしたいと思います。

20ページの勝浦警察署跡地の駐車場の利用の問題なんですけど、そもそも論でお尋ねしたいんですけど、この跡地につきましては、市民の方々からいろんな意見をいただいております。その中には駐車場なのかということ、もっと有効な活用はできないのかという趣旨のご意見もあるわけなんですけども、そもそもこれを県から譲り受け、そして、何に使うかという点については、かなり幅広い選択肢があるんじゃないかと思うのです。場所としてもなかなかいい場所なわけなんですけども、駐車場ということが最終的に選ばれたわけですが、駐車場ならば後々ほかのことに使おうということになっても、転用しやすいのかなという思いがしますが、ただ、2,000万円を超える予算をこれにかけてやる以上、そうやすやすとほかのことに使うということではないと思っておりますので、ただ、未来永劫駐車場なのかということもありますけれども、そもそものところで、何で駐車場になったのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず潮風散歩道歩車道整備事業の関係のことですが、まず、開口部のことですが、今回、歩道及び車道の関係の整備でございます。開口部の明記ということでございますが、今回、図面には特に明記はしなかったのですが、図面で申し上げます漁民住宅側の歩道部分にいわゆる人が入っておられるようなマンホール、いわゆる点検口というようなものを2カ所設置する予定でございます。これの用途でございますが、何かあった場合の管理面を重視いたしまして、そのようなものを設置する予定を考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。浜勝浦川の水質浄化対策につきましては、現在までも流域住民等へ対し浄化槽法定点検の徹底や、合併浄化槽の設置推進等について周知してきたところであります。また、水質検査につきましても、現在まで年6回毎年実施しております。今後につきましても、これらについて引き続き実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） 失礼いたしました。駐車場のほうの答弁が漏れておりました。駐車場に関しましては、今回、勝浦市の総合計画第2次実施計画の中にもございますように、市街地の駐車場整備というのがございます。この中で今回、市営駐車場としておるところが墨名の市営駐車場、三日月ホテルの前の駐車場でございますが、あそこ1カ所しか商店街近辺ではございません。そんな中から、たまたま勝浦の中央商店街のあたり、朝市も含めた、あそこを中心とした半径400メートル以内というのが墨名の駐車場でございます。同じような位置にしているところが旧勝浦警察署跡地も同じ400メートル以内の中に入っております。そのようなことから、これは県の土地でございますが、県のほうで特に用途がない場合、地元市町村のほうに来るわけでございますが、私どもも同じ400メートル以内に1カ所しかないことから、観光客及び勝浦の朝市等のために設置しようということの中で、駐車場のほうということで用途指定で整備するものでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 暗渠のほうにつきましては、観光商工課のほうで、今開口部2つできるという説明をされていますが、その開口部を使って、定期的に水質検査をなさるのでしょうか。結局、暗渠の下の水質を調べられるのか、そこから出てきた河口の水を調べられるのか、暗渠にしてあるその下の浜勝浦川、今オープンになっているところが塞がれるわけですが、その水質を調べられるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

駐車場のことなんですけれども、最初から駐車場がありきで、駐車場の用地を探していたという感じの説明なんですけれども、いろんな選択肢があるのではないかと思います。その中から駐車場が選ばれたという経過はなかったのでしょうか。いろんな選択肢はあったけれども、やっぱり駐車場が一番ふさわしいという選択がされたのかどうか、そういう経過をお尋ねしています。そもそもというのはそういう意味なんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。水質検査をこのたびの工事の後、どのようにしていくかということでございますが、今ちょうど暗渠、歩車道整備する場所ぐらいから、水質を採取しています。今後につきましては、今度歩車道整備した暗渠の出口から水質を採取して検査していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。うちのほうの市では、交流人口の増加を目指した観光商工課ですけれども、いろんなイベントを、この間行われましたカツオまつり、またビッグひな祭り、今回新たに行いますかつうら魅力市など、イベント等もかなり行って交流人口を増やしております。そんな中で、常に一番最初に出てくる問題というのが、勝浦に来ていた

だけのお客様の駐車場不足というのがやはり問題となっております。そのようなことから、市としましては、中央商店街のイベント会場となります、勝浦の町なかを中心としたところにもう一つ50台以上、今回72台でございますが、止めるような駐車場をもって、より集客をしていただく、また来ていただくお客様に対して、利便のいいイベントとしたいという考えで、駐車場整備ということで考えた次第でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ほかの選択肢というのは全くなかったのですか。駐車場は駐車場に使いましょうということだったのでしょうか。そこがちょっと腑に落ちないんですけど、いろんなことが考えられるけれども、駐車場を選んだということではないのでしょうか。その理由はほかのことを切り捨てたというか、そういうことではないとは思いますが、市長が答えていただけるようですから、ぜひお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、酒井課長のほうからお話がありましたとおりなんですけれども、あれだけのスペースで何か活用できないかなというのは当初は考えました。例えばあそこに道の駅みたいなのをつくれないかとか、そういうのはありましたけれども、あそこは非常に中途半端な面積で、それはできないということで、今言ったような、交流人口をこれから増やしていこうと。ビッグひな祭りなんかやるときも、まだまだ駐車場が足りない。よそから来ても、シャトルバスで来ると、どうしても町の中にお金が落ちない。勝浦の中にお金が落ちないんです。やはりこの近くで駐車場があれば、そこに車を置いて、それで町なかに入って、町なかで土産を買って、車のところまで歩いて帰る。こういうようなことなんで、あそこは駐車場が一番いいだろう、400メートル以内ですから、ということで、ある意味では当初から、いろんなことも考えましたけれども、当初から駐車場が一番いいだろうということの考えでございます。そもそも駐車場で大体いってました。

○議長（岩瀬義信君） 午後2時15分まで休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは20ページ、潮風散歩道整備事業についてお伺いします。計画平面図のほうを見ますと、浜勝浦橋から下流に向かって歩道があると思うのですが、当初の予定では歩道の部分が浜勝浦橋から10メートルほど下流側に出ているという計画だったと思うのですが、かなり幅がその予定に比べて狭くなっているのです。これについて、どういった経緯でこれが縮小されたのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回3メートルの歩道幅をとっておりますが、その経緯ということでございますが、既に新聞等でも報じられておるところでございますが、今回の東日本大震災に係る方面の工事の関係、また2020年のオリンピックに係る工事の関係等々で、資材及び人件費等が非常に高騰している状況でございます。そんな中で今回、この工

事におきましても、少なくとも影響を受けているところでございます。そんな中で、あくまでも歩道、車道の整備である中で、最低限、安全確保がとれるような工事ということで、今回、歩道部分につきましては、車椅子等、人が2人ぐらい並列して並べる程度の広さ、約3メートル程度ですが、最低限、それらを確保すればいいんじゃないかというようなことから、まずは予算面を考慮しての減ということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 昨年12月に一般質問のほうで、浜勝浦川のふたかけについては質問をさせていただきましたけれども、そのときにはふたかけに当たっては水質の悪化が懸念されますので、工事において設計段階で、形状もしくは材質面で環境に配慮したものができないかどうかという質問をさせていただきました。今回の工事に当たってそういった配慮がなされているのかどうかだけ確認で答えをお願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回の工事に関しましては、いわゆる現場におきまして鉄筋を組みまして、また型枠を組んだ中にコンクリートを流し込む現場打ちのボックスカルバート工事でございます。そのようなことから、通常の工事という形でございますので、今申し上げましたように、環境に配慮したというような素材を使った工事ということではございません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 観光行政として必要な工事だということは十分理解しております。しかし、一方でより一層の水質悪化も懸念されますことから、生活環境課長にお伺いしたいのですが、昨年度は海の日、海開きの日と9月末のB-1グランプリに合わせて河川清掃のほうを住民の方と一緒にいったと思うのですが、今年度はそういった予定があるのかどうかだけをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。クリーンキャンペーンにつきましては、今年も実施してまいりたいと思います。また、それ以外にも必要に応じて、近隣住民の方々も含めまして、ご協力いただきながら、河川清掃をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私は2点お聞かせください。1点目は、観光地魅力アップ緊急整備事業で、先ほど課長のほうからご答弁があったところです。工事の予定に関して9月ごろまでにとのお話をされたんですけども、9月のお祭り以降にそれは持っていったほうがいいんじゃないかなという、これは私からの提案です。それと、その駐車場に関して、駐車場として活用されてますし、前回もちょっとお話し出たと思いますが、有料化に関してどのように考えるかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、もう一点は、26ページの保健体育費のスポーツを通じた地域コミュニティ活性化推進事業126万2,000円ですが、この内容について教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、工期に関してでございますが、確かに9月のお祭り等もございます。ただ、ここの工事に関しましては、工期的には2月以上かかって

しまうのかなと考えております。そんな中で、先ほどのこの予算にも計上させていただきましたが、11月1日に魅力市なるものも予定しております。そういったイベントのほうを重視した考えで申し上げますと、それまでには駐車場の整備というのが必要なのかなと考えております。そのようなことから、なるべく早く工期を前倒しにしてやっていきたいと考えております。

もう一点、有料化でございますが、これはこの場所に限らず墨名の地先にもございます市営駐車場も同じではございますが、やはり以前、かなり前の話ですが、一部あのところで有料化した駐車場整備というのがございました。あのときには結果的には余り止めずに臨港道路のほうに止めてしまったということもございます。そのようなことを受け、今回、墨名の駐車場、また出水地先の駐車場におきましても、無料という形で、より広くお客様に使っていただくということを目標にやっております。

今後いろんな事情等があった場合には、そのときに検討した中で考えていければと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。スポーツを通じた地域コミュニティ活性化事業でございますけども、昨年、文部科学省の委託金をいただきました。器械運動、ラグビー等の教室、新しく今年度は陸上競技ということで、武道大学と調整をいたしまして、実施する方向でございます。これは小学生については、武道大学の陸上部の先生、学生さんのご指導をいただきまして、陸上競技としての技術の習得、片や、もう一つとしましては、大人向けに陸上競技場を使いまして、軽いランニング、正しい歩き方とか、そういう比較的軽スポーツを想定した陸上競技という種目を実施していく予定でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） 22ページ、消防費の自主防災組織推進事業で、確認と今後の取り組みについて若干伺いたいと思います。説明は既にいただいておりますけれども、改めまして組織の結成状況と組織率をまずお示しいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。自主防災組織の状況でございますけれども、平成26年の現在まで12の団体が結成をされております。さらに今年度新官区が結成を見込まれますので、今年度だけでも、26年度だけでも5団体が結成が見込まれるところでございます。既に結成が終わっております12団体の世帯数の総数で、市内の全世帯数を割った組織率、世帯数で見た組織率になりますけれども、約40%というところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） ありがとうございます。平成7年の阪神大震災を機にボランティア元年と全国で言われまして、その後に自身の生命、身体、財産は自分の手で守ろうという働きから、自主防災組織を国、または県も強く推進を働きかけているところで、また猿田市長においても地域性を鑑みて、独自に避難路の整備を重点的にやってきたところでありますけれども、組織率も40%と言いますと、非常に高くなってきたというふうに感じます。その団体数も12ということになりますと、海岸線が勝浦市には地域、いわゆる区が点在していると思うのですが、この全域に及ぶような組織が展開されているかどうか、また、この組織間の、これだけ多くなってきましたと、いわゆる組織間の連携、相互連絡やコミュニティー、またそれに伴う組織ができて

結成されるのはいいんですけども、その後の基本的な知識や防災啓蒙、啓発の活動、初期の消火から始まると思うのですが、応急手当てであったり、ロープワーク等々、そういうような指導や啓蒙、啓発、平時のときの活動、さらにはそれに伴う大きな団体、本当は市内全体に波及すればいいと思います。山側、海側というふうに考えれば、今最初に申し上げたのは、津波に対する自主防災組織の構築というふうにまず考えますけれども、これが山側にも私が知るころでは市野川区が早く結成されているなど、昨年では松野区も結成されたと思いますけれども、そういう意味での相互協力、津波があったら、山の上野地区、総野地区の防災組織が手助けする。また総野地区は山側ですね。総野地区、上野地区で火災等々、大きな災害に見舞われた場合には、海岸地域に点在する避難所や地域の自主防災が手助けするという、そういうようなコミュニティもとれる。勝浦市も広域でありますから、複数の災害が同時に起こり得る可能性も大いにありますので、そういういろいろな観点から今後の育成教育といえますか、基礎的な知識も含めて、どのように考えておられるか。まず海岸線の地域で今後組織を早く展開していきたいという推進、もちろんしているとは思いますが、どの程度残っているか、また結成されているかも含めてお伝えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。数がそう多くありませんので、各年度ごとに結成されております自主防災組織の区をまずご説明させていただきます。まず、平成8年度が興津区、平成12年度が市野川区、平成17年度が墨名区、平成19年度が浜勝浦地区、平成20年度が勝浦区、平成24年度が鶴原区と松野区、平成25年度が吉尾区、そして平成26年度が大森区、松部区、川津区、串浜区です。現在、新官区が本年度中に結成される見込みで準備を進めております。したがって、結成済みで12、準備団体を入れますと13というところでございます。今申し上げましたものを地区別にまとめますと、勝浦地区が6団体、興津地区で3団体、総野地区で2団体、上野地区1団体ということでございます。49の中の12団体、ただ、海岸線の、特に津波等の危険がある海岸線であります勝浦地区と興津地区で16区ございますけれども、そのうち現在9団体が結成されておりまして、新官区がさらに結成されますと、10団体、残り6団体ということになります。

次に、組織についての啓蒙とか啓発とか、今後どうして進めていくのかということですが、自主防災組織をつくっただけでは全く意味のない話で、今後そういう各団体が活発に活動していただくことを、新たに結成をしていただくことと並行して、今ある組織をどのように活性化していただくかということが次なる課題だと思っております。そのための手法とするといろいろあると思いますが、1つは、いろんな形で自主防災組織のほうに市のほうから積極的に伺って、いろんな形で、例えば防災の関係の専門監等も今採用されておりますので、災害時における注意事項とか、改めて説明といえますか、地元の自主防災組織との勉強会というものも必要になってくると思いますし、また、自主防災組織同士の一室に介しての会議等も開いて、各地区でいろいろ問題点等があれば、そういうものを市のほうでどういうふうに対応したらいいのかとか、ご意見を聞くような機会も必要になってこようと思いますし、そういう面で今後いろいろご協力していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） ありがとうございます。今、地区単位で結成されていると思うんですけど

も、その範囲というか、規制はないと思いますので、いろんな形で住民の方が網の目が狭くなるように、いろんな方をいい意味で巻き込んで啓蒙、自助、まず自分の身体を自身で守る、そして地域とともに共助、そして最終的には公的などところという最終的な手段で役所が存在すればいいなというふうに思っているところでもありますので、全地区といたしますか、市内全域にいろいろな形で自主防災組織が結成されることを、もちろんお願いしますし、またそれに伴う基礎知識の啓発や指導、講習等々、それにかかわるコミュニケーションを十分にとっていってきただきたいことを要望して終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私から24ページの市民文化センターの追加の変更に伴う2,400万円、800万円の件について、先ほど備品に関してはピアノの1,700万円引くと6,000万円ぐらいの話は先ほど説明を受けたのですが、この文化センターのつり天井という補足説明の中で、これが建築基準法が去年改正になり、そのつり天井の件での安全性のこういう追加工事の問題だと思うのです。ただ、この文化センターが建設に当たっての当然設計段階では、東日本大震災において東京のホールの天井が落ちたり、その辺から問題になっている件を踏まえて、設計上では当然その辺をわかりながら、今回の話になってきたのか。当然設計段階でその辺をわかっての話が、今この3年過ぎた段階の中で、つり天井の話ということはいかかなるものかという趣旨の中で、その辺の話というのはどうだったのか。そして、これが一体何平米、ホール全体だと思うのですけど、小部屋のほうのつり天井、このつり天井に関してはホールのほうは高いので、その辺の補強、当然昔から補強はされていると思うのですけど、この辺の経緯、説明等が設計段階での話の中で、どのような方法で行われてきたのか、この辺をご説明願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。設計段階では、今の4月1日に施行された基準というのは明確でなかったということをお先に申し上げまして、とはいえ、設計業者といたしましては、高い天井でございますので、普通の体育館等の天井とは同様には考えなくて、もうちょっとしっかりした工法ということで進めてまいりました。東日本大震災を考慮してそれなりに設計は進めてまいりました。その中で4月1日、基準が明確になりまして、より強度を増した基準が加えられましたので、その辺に対応する必要があるということになりまして、今回追加ということで計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 課長に技術的な面で話しするのもなかなか説明できないと思うのですけど、仮にざっくりと、この辺の話、当然、安全性の上からも設計段階で東日本大震災の後の問題からの設計の取り組みの中で考慮されるべき問題でされた上で、そして、その辺の基準が、どこをどのように、もしわかれば、わからなければわからないでもいいんですけど、どのように変わってこの金額にどのようになったのか、この辺をご説明願えれば、そして、下の800万円の件に関して、外構の問題であるのですけど、再度この辺のご説明を願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。プロではないので、私がわかる範囲でご説明させていただきます。今回の天井工事につきましては、主に3カ所ということで分けさせていた

できました。1つ目は1階のエントラスの天井ということで、入り口を入った上の天井でございます。これは建築基準法の一部改正によりまして、その中の見直しの中で、特定天井というような表現が法律で言われております。手直しの方法として、特定天井として対応するのか、それともう一つは、特定天井にしない方法で技術基準を満足するのかというような2つの分け目があったのですが、1階のエントラス天井につきましては、つり天井としない工法ということで、具体的には鉄骨がエントランスホールの上にかけておりますけれども、そこにC型の鉄骨を接合しまして、技術基準を満足しようというふうな考えでございます。

次に、1階のホールの舞台の部分でございます。ここも特定天井とはしないような工法で考えておりまして、これがもともと設計上では堅固な下地があるということで、その辺がほかの体育館とは違うような頑丈な設計になっております。そこで、これから何らかの下地の材料をつけて補強して対応するというのを考えております。

もう一つは、1階の客席の部分なんですけど、ここの部分は特定天井として対応しようということで考えております。専門的には議員おわかりだと思っておりますが、一般的にインサート筋ということで、そういう鉄筋を設置して対応したいと思います。ただ、今回の場合は、天井が曲線になっておりまして、日本検査協会のほうでいろいろと相談してある中で、曲線の天井である場合は、つり天井にしたような実績はないということで、かなり日本検査協会のほうと協議しておりまして、とはいえ、結論といたしましては、何らかの対応していきたいと、特定天井として対応していきたいというようなことで考えております。

次に、800万円の増額の関係についてでございますけれども、当初前田建設工業のほうと契約しました工事の範囲外で、主に外構の舗装部分です。これにつきましては、市内業者の育成の観点から、舗装工事をメインとして実施するというので、4,000万円ほどの予算をいただきました。その4,000万円の算出の時期が当初予算の時期で、去年の11月ということで、ご存じのとおり人件費、材料の高騰によりまして、今積算しますと、800万円程度の増額が必要になったということで今回要求させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 今課長の説明の中で、これは当然、安全性の上で認識していただいているんだと、またそれなりに設計会社のほうも当然事故があつては困る。そういう中での処置の方法、基準法が変わっているだけに、この辺の安全性というのは大事だという中で、私も失礼ながらこの辺の認識がどうなのかということで課長にお尋ねした次第でありますので、今後公的な面で多くの人数が入る中で、この辺が基準法も変わった中で、安全でなければいけない。そういう意味でありますから、よくわかりましたので、これで終わりにいたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は総務常任委員会へ、議案第25号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配布の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月14日から6月18日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、6月14日から6月18日までの5日間は休会することに決しました。

6月19日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散会

○議長（岩瀬義信君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時45分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第21号～議案第25号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第3号の委員会付託
1. 休会の件